

## 第三級陸上特殊無線技士試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

法 規 12問 } 24問 1時間  
無線工学 12問

### 法 規

〔1〕 無線局の免許人は、識別信号（呼出符号、呼出名称等をいう。）の指定の変更を受けようとするときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 総務大臣に識別信号の指定の変更を届け出る。
- 2 あらかじめ総務大臣の指示を受ける。
- 3 総務大臣に免許状を提出し、訂正を受ける。
- 4 総務大臣に識別信号の指定の変更を申請する。

〔4〕 無線従事者は、免許証を失ったためにその再交付を受けた後、失った免許証を発見したときは、発見した日から何日以内にその免許証を総務大臣に返納しなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 10日
- 2 7日
- 3 30日
- 4 14日

〔2〕 「無線局」の定義として、正しいものはどれか。次のうちから選べ。

- 1 免許人及び無線設備を管理する者の総体をいう。
- 2 無線設備及び無線設備の操作の監督を行う者の総体をいう。
- 3 無線設備及び無線従事者の総体をいう。ただし、発射する電波が著しく微弱で総務省令で定めるものを含まない。
- 4 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

〔5〕 第三級陸上特殊無線技士の資格を有する者が、陸上の無線局の空中線電力100ワット以下の無線設備（レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作を行うことができる周波数の電波はどれか。次のうちから選べ。

- 1 21MHz以上
- 2 1,215MHz以上
- 3 4,000kHzから25,010kHzまで
- 4 25,010kHzから960MHzまで

〔3〕 電波の主搬送波の変調の型式が角度変調で周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャネルのものであって、伝送情報の型式が電話（音響の放送を含む。）の電波の型式を表示する記号はどれか。次のうちから選べ。

- 1 F3E
- 2 A3E
- 3 F7E
- 4 F8E

〔6〕 総務大臣が無線従事者の免許を与えないことができる者はどれか。次のうちから選べ。

- 1 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 2 無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から5年を経過しない者
- 3 無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者
- 4 日本の国籍を有しない者

### 第三級陸上特殊無線技士試験問題

## 法 規

〔7〕 一般通信方法における無線通信の原則として無線局運用規則に定める事項に該当しないものはどれか。次のうちから選べ。

- 1 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 2 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 3 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、通報の送信終了後一括して訂正しなければならない。
- 4 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。

〔8〕 総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができるのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 無線局が必要のない無線通信を行っているとき。
- 2 無線局の発射する電波が他の無線局の通信に混信を与えているとき。
- 3 免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて無線局を運用しているとき。
- 4 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないとき。

〔9〕 総務大臣から無線従事者がその免許を取り消されることがあるのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 電波法又は電波法に基づく命令に違反したとき。
- 2 免許証を失ったとき。
- 3 日本の国籍を有しない者となったとき。
- 4 引き続き5年以上無線設備の操作を行わなかったとき。

〔10〕 無線局の免許人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 総務省令で定める手続により、総務大臣に報告する。
- 2 その無線局の免許人等にその旨を通知する。
- 3 その無線局の免許人等を告発する。
- 4 その無線局の電波の発射を停止させる。

〔11〕 無線局の免許状を1箇月以内に総務大臣に返納しなければならないのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 無線局の運用の停止を命じられたとき。
- 2 無線局の免許がその効力を失ったとき。
- 3 免許状を破損し、又は汚したとき。
- 4 無線局の運用を休止したとき。

〔12〕 無線局の免許人は、無線従事者を選任し、又は解任したときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 速やかに総務大臣の承認を受ける。
- 2 2週間以内にその旨を総務大臣に届け出る。
- 3 1箇月以内にその旨を総務大臣に報告する。
- 4 遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出る。